

評価手順書

本書は、令和８年度 収入保険システム基盤等における高度脅威検知対応(EDR/MDR)整備業務の調達に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式及び評価の手続は、以下のとおり。

1 落札方式及び得点配分

(1) 落札方式

落札方式は、予定価格の制限範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とし、次の要件をすべて満たしている者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- 「評価項目一覧」に記載される要件のうち、必須とされた項目の要件を満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

技術点＝基礎点（必須項目）＋加点（任意項目）

価格点＝（１－入札価格/予定価格）×価格点の配分

(3) 得点配分

技術点に関し、必須項目及び任意項目の配分を８点及び９２点とし、価格点の配分を５０点とする。

技術点（必須項目）	８点
技術点（任意項目）	９２点
価格点	５０点

注：技術点と価格点の比率は、２：１とする。

2 技術点の加点方法

(1) 技術点の構成

技術点は、基礎点と加点に分かれており、基礎点は評価項目のうちの必須項目、加点は評価項目のうちの任意項目となっている。

(2) 基礎点

基礎点は、評価項目のうちの必須項目のみに設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば満点、満たしていなければ0点のいずれかとなる。

なお、満たしていない項目が一つでもあれば、不合格となる。

(3) 加点

加点は、評価項目のうちの任意項目に設定されている。

加点は、評価基準に照らし、その充足度に応じて点数が付される。

3 評価の手続き

(1) 一次評価

まず、以下の事項について評価を行う。

- 入札説明書の「3 (3) 証明書等の提出」に記載の書類が提出されているか。
- 「評価項目一覧 (提案要求事項)」で評価区分欄及び提出の要否欄が必須とされている項目に対して、提案書頁番号欄に頁番号が記載されているか。

(2) 二次評価

一次評価で合格した提案書に対し、「評価項目一覧 (提案要求事項)」に記載している評価基準に基づき採点を行う。

なお、複数の評価者のうち1人でも「評価項目一覧 (提案要求事項)」に記載される要件のうち必須とされた項目を満たしていないと判断した場合には、不合格となる。

また、複数の評価者がいる場合の技術点の算出方法は、各評価者の評価結果 (点数) を合計し、それを平均して技術点を算出する。

(3) 総合評価点の算出

上記(2)により算出した技術点と上記1(2)により算出した価格点を合計し、総合評価点を算出する。